

滝川市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、滝川市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）と称する。

(代表者)

第2条 センターの代表者は、滝川市保健福祉部子育て応援課長とする。

(事務局)

第3条 事業の円滑な運営を図るため、滝川市明神町1丁目5番32号保健センター内に事務局を置く。

(センターの目的)

第4条 センターは、地域において育児の援助を受ける者（以下「依頼会員」という。）及び育児の援助を行う者（以下「提供会員」という。）が育児に関し相互に連携した会員組織による相互援助活動を行うことにより、地域の中で子育て家庭を支援し、子育てをしながら安心して働くことのできる環境づくりに資することを目的とする。

(アドバイザー)

第5条 相互援助活動を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集並びに入会登録時の相談及び助言
- (2) 相互援助活動の調整及び会員間のトラブルに対する助言
- (3) 会員に対する講習会、研修会及び交流会の計画及び実施
- (4) サブリーダーの選出並びに指導及び育成
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相互援助活動の円滑な推進に関し必要な業務

3 アドバイザーは、相互援助活動の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、一定の地域ごとに会員のグループを分け、当該グループの世話役として、会員のうちからサブリーダーを選出することができる。

4 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、当該グループにおける相互援助活動の調整等を行う。

(会員)

第6条 センターの会員組織は、センターの設置の趣旨に賛同する依頼会員及び提供会員をもって構成する。

2 依頼会員及び提供会員は、市内に居住する次に掲げる要件に該当する者とする。ただし、センターが特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 依頼会員は、小学校6年生以下の子どもの保護者であること。
- (2) 提供会員は、心身ともに健康で積極的に相互援助活動を行うことができる20歳以上の者であって、センターが指定する講習及び研修を受けた者であること。

3 依頼会員及び提供会員は、これを兼ねることができる。

(会員の責務)

第7条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員間の相互援助活動は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- (2) センターの指示に従い、説明会及び講習を受講しなければならない。
- (3) 相互援助活動により知り得た他の会員の家庭の事情等に関して、プライバシーを侵害し、又は

秘密を他に漏らしてはならない。退会した後も、同様とする。

(4) 相互援助活動を通じて物品等の販売若しくはあっせん又は宗教活動、政治活動等を行ってはならない。

2 会員は、相互援助活動中の事故に備えて、滝川市が保険料を負担する補償保険に加入しなければならない。

3 相互援助活動中において事故が生じたときは、当事者である会員間で速やかに解決するとともに、直ちにセンターへ報告しなければならない。

(センターの調整)

第7条の2 センターは、会員より事故の報告を受けたときは、円滑な解決に向け、会員間の調整を行い、事故の再発防止に努めるものとする。

(入会等)

第8条 会員として入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、入会申込兼登録書(別記第1号様式)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定による申込みがあった場合において、審査の上、適当と認めるときは、入会を承認するものとする。

3 センターは、前項の規定により入会を承認したときは、当該申込者に滝川市ファミリー・サポート・センター会員証(別記第2号様式)を交付するものとする。

4 会員は、第1項の規定により提出した入会申込兼登録書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするとき又は次条の規定により会員の資格を喪失したときは、滝川市ファミリー・サポート・センター退会届(別記第3号様式)に会員証を添えてセンターに届け出なければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 第6条第2項第1号及び第2号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 次条の規定により会員としての登録を取り消されたとき。

(登録の取消し)

第11条 センターは、会員がこの会則の規定に違反したとき又は会員としてふさわしくない行為をしたときは、会員の登録を取り消すことができる。

(援助の内容)

第12条 相互援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ(以下「保育施設等」という。)までの子どもの送迎を行うこと。

(2) 保育施設等の開始時間まで又は終了後子どもを預かること。

(3) 冠婚葬祭、買い物その他行事の際に子どもを預かること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児に関し必要な援助

2 相互援助活動の時間は、原則として午前7時から午後9時までとする。

3 子どもを預かる援助は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、センターがやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

4 子どもの宿泊を伴う援助は、行わないものとする。

(援助の実施方法)

第13条 依頼会員は、育児の援助を必要とする場合は、センターに援助の申込みをするものとする。

2 前項の規定により依頼会員から援助の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認の上、事前打合せ票（別記第4号様式）を作成し、当該申込みの内容にふさわしいと認める提供会員との調整を行うものとする。

3 センターは、前項の規定による調整の結果、援助を行う提供会員を決定したときは、援助依頼受付簿（別記第5号様式）を作成し、当該相互援助活動の内容を記録しなければならない。

4 依頼会員は、第1項の援助の申込みの内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

5 提供会員は、援助を終えた際に援助活動報告書（別記第6号様式）を作成し、依頼会員の確認を受けた上でセンターに報告しなければならない。

(報酬等)

第14条 依頼会員は、前条の規定による援助を受けた場合又は援助の依頼を取り消した場合は、別表第1及び別表第2に定める基準により、提供会員に報酬及び交通費その他の実費を支払わなければならない。

(施行細目)

第15条 この会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、代表者が別に定める。

附 則

この会則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

援助を受けた場合における報酬等基準

| 区 分 | | 報 酬 の 額 等 | | 備 考 |
|-----|--|-----------------------|------------|-----------------------|
| 報 酬 | 月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月5日までの日を除く。）の午前7時から午後7時まで | 子ども1人につき | 30分ごとに250円 | 30分に満たない端数時間は、30分とする。 |
| | 上記以外 | 子ども1人につき | 30分ごとに300円 | 30分に満たない端数時間は、30分とする。 |
| 実 費 | 援助のため外出した場合の交通費等 | 自家用車利用1回につき | 100円 | |
| | | 公共交通機関等を利用した場合は、実費相当額 | | |

備考

- 1 依頼会員が2人以上の子どもについて援助を受ける場合の報酬の額は、2人目以降の子どもについては、この表により算定した額の2分の1の額とする。
- 2 食事、おやつその他の援助を受けている間に子どもに必要となる物は、原則として援助を受ける依頼会員が持参することとする。この場合において、やむを得ず提供会員がこれらの物を用意した場合においては、依頼会員は、その実費を提供会員に支払わなければならない。
- 3 依頼会員は、報酬及び交通費その他の実費をその日の相互援助活動終了後、提供会員に速やかに支払わなければならない。

別表第2（第14条関係）

援助の依頼を取り消した場合における報酬基準

| 区 分 | 報 酬 の 額 |
|---|-------------------------------|
| 前日までに取消しを申し出た場合 | 無料 |
| 当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取消しを申し出た場合 | 援助を受ける予定をしていた時間により算定した報酬の額の半額 |
| 当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取消しを申し出なかった場合 | 援助を受ける予定をしていた時間により算定した報酬の額の全額 |

入会申込兼登録書

（表面）

| | | | | | |
|-------|----------------------|----------------|---|-------|--|
| 会員区分 | 1 提供会員 2 依頼会員 3 両方会員 | | | ※会員番号 | |
| ふりがな | | | | 男・女 | 生年月日 年 月 日 (歳) |
| 氏名 | | | | | |
| 住所 | 〒 ー | | | | |
| 電話番号 | 自宅電話 | ー | ー | 職業 | 1 雇用労働者(フルタイム・パート) 2 自営業() 3 無職 4 その他() |
| | F A X | ー | ー | | |
| 携帯電話 | ー | ー | | | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | 続柄() | | 4 | |
| | 電話 | ー | ー | | |
| 同居家族 | 配偶者 | 有・無 | | | |
| | 子ども | 人(歳、 歳、 歳、 歳) | | | |
| | その他 | 会員との関係() | | | |
| ペット | | | | | |

| |
|-----|
| 備考欄 |
|-----|

※事務局記入欄

| | |
|-----|---------------|
| 承認 | 会員番号: |
| | 入会・登録日: 年 月 日 |
| | 退会日: 年 月 日 |
| 不承認 | 理由: |
| | 年 月 日 |

上記のとおり滝川市ファミリー・サポート・センターへの入会及び登録を申し込みます。

なお、私は、滝川市ファミリー・サポート・センター会則を遵守することを誓約するとともに、相互援助活動の実施において必要となる私及び私の世帯の情報が提供会員及び依頼会員に提供されることに同意します。

令和 年 月 日

滝川市ファミリー・サポート・センター代表者 様

氏名 _____ 印

| | |
|----|-------|
| 氏名 | ※会員番号 |
|----|-------|

(裏面)


【提供会員・両方会員記入】

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|----|---------|------|----------------|---|-----------------|---|----|---------------------------------------|
| 資格 免許 | 保育士・幼稚園教諭・保健師・助産師・看護師・介護士・学校教諭・ホームヘルパー・ 自動車運転免許・その他（ ） | | | | | | | | | |
| | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 祝日 | 対象年齢 |
| 援助できる時間帯 (○を記入) | 7:00~12:00 | | | | | | | | | ・すべての年齢 ・0歳~3歳 ・4歳~6歳 ・小学生以上 |
| | 12:00~17:00 | | | | | | | | | |
| | 17:00~19:00 | | | | | | | | | |
| | 19:00~21:00 | | | | | | | | | |
| 援助できる時間数 | 1日につき | 時間 | 自家用車の使用 | | | | 可能・不可能 | | | |
| 育児援助活動の経験 | 有・無 | | | 喫煙状況 | | | 吸う・同居家族が吸う・吸わない | | | |
| 講習会 参加状況 | 1 保育サービスを提供するために | | | | 5 子どもの栄養と食生活 | | | | | |
| | 2 子育て支援について | | | | 6 事故防止・応急処置 | | | | | |
| | 3 保育のこころ・子どもの接し方・遊び方 | | | | 7 虐待・発達に遅れのある子 | | | | | |
| | 4 こどもの発育・発達・病気 | | | | 8 保育施設の視察 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | |


【依頼会員・両方会員記入】

| | | | | | | |
|--------------|--|----|------|----|------------------|--------------------------------------|
| 援助の必要な子どもの状況 | ふりがな | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 保育所・幼稚園 小学校等名 | 特に知らせたい子どもの状況 |
| | | | ・ | | | |
| | | | ・ | | | |
| | | | ・ | | | |
| 希望援助 | 1 預かり 2 ()への送り 3 ()からの迎え 4 預かり後()への送り 5 ()からの迎えと預かり 6 その他 | | | | 予想される理由 | 1 仕事の都合 2 通院 3 リフレッシュ 4 その他 |
| 希望時間 | 日・月・火・水・木・金・土・祝日 | | | | | |
| | 時間 (: ~ :) | | | | 時間 | |
| | 時間 (: ~ :) | | | | 時間 | |
| 希望地域 | 1 特になし 2 自宅近隣 3 職場近隣(住所) 4 その他() | | | | | |
| 提供宅のペット | 1 可 2 不可 3 種類による(可能なペット) | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

（表面）

| | |
|---|--|
| <p>写真 縦 3 cm 横 2.5 cm</p>  | <p>滝川市ファミリー・サポート・センター会員証</p> <p>会員番号 氏 名</p> <p>滝川市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。</p> <p>令和 年 月 日 滝川市ファミリー・サポート・センター 印</p> |
|---|--|

（裏面）

| | |
|---|--|
|  <p>子育てを応援します</p> <p>子育て応援 TADOKAWA CITY</p> <p>滝川市 ファミリー・サポート・センター 電話 74-5179</p> | <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 援助の依頼及び提供は、アドバイザー又はサブリーダーを通して行ってください。2 相互援助活動中は、会員証を携帯し必要により提示してください。3 援助を行ったときは、「援助活動報告書」に必要事項を記入し会員相互で確認をしてください。4 相互援助活動により知り得た他の会員の家庭の事情等については、他に漏らしたり、自己の利益のために利用してはいけません。5 報酬又は実費の授受については、滝川市ファミリー・サポート・センター会則に従ってください。6 相互援助活動中にトラブルが生じた場合は、当事者間で速やかに解決するとともに、直ちにセンター事務局へ報告してください。7 この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、速やかにセンター事務局に連絡してください。8 この会員証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。9 退会するときは、必ず会員証をお返しください。 <p>滝川市ファミリー・サポート・センター事務局 滝川市明神町1丁目5番32号（保健センター内）</p> |
|---|--|

別記第3号様式（第9条関係）

滝川市ファミリー・サポート・センター退会届

令和 年 月 日

滝川市ファミリー・サポート・センター代表者 様

氏 名 _____ (印)

滝川市ファミリー・サポート・センター会則第9条の規定に基づき届け出ます。

| | |
|------|-------|
| 会員番号 | |
| 住 所 | |
| 電話番号 | |
| 退会日 | 年 月 日 |

※ 事務局記入欄

| | |
|----------|---|
| 会員証返還の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| 備 考 | |

事前打合せ票

令和 年 月 日（打合せ日）

| | | | | |
|-----------------|--------------------------------|---------------------|------------|--------------------------------------|
| 依頼会員氏名 | | | | 会員番号 |
| 住 所 | | | | 電話番号 — — |
| ふりがな | | | | 性 男 ・ 別 女 年 月 日生 (歳 か月) |
| 子どもの名前 (愛 称) | () | | | |
| 緊急連絡先① | 氏 名 | | 続柄 | 連絡先（外出先・携帯・職場・知人宅等） |
| | | | | 電話 — — |
| 緊急連絡先② | 氏 名 | | 続柄 | 連絡先（外出先・携帯・職場・知人宅等） |
| | | | | 電話 — — |
| 留 意 事 項 | アレル ギー | 有 () 無 | 食 事 おやつ | 好きなもの () 嫌いなもの () |
| | 平 熱 | | 睡 眠 | お昼寝していますか (: ~ :) 寝るときの癖 () |
| | 病 歴 | 腕が抜ける・けいれん 他 () | 排 泄 | おむつの使用 (有・無) 自立している・介助が必要 |
| かかりつけの 病院 | 小児科 | 電話 — | 担当医 | |
| | 外 科 | 電話 — | 担当医 | |
| | その他 | 電話 — | 担当医 | |
| 保険証 | 被保険者氏名： | | 保険証番号： | |
| 保育所・幼稚 園・学校名 | 名称 | | | 担 任 |
| | 所在地 電話 — | | | |
| 援 助 内 容 | 1 預かり 2 送り 3 迎え 4 送迎と預かり 5 その他 | | | |
| チャイルドシート用意 | できる・できない | | | |
| その他 育児方針 | | | | |

※援助活動の実施に当たっては、子どもの当日の状況について依頼会員と提供会員の間で十分に打合せを行ってください。

※事前打合せ票に記載された個人情報は、相互援助活動の実施に必要な範囲内で利用させていただきます。

※個人情報の取扱いには十分注意し、勝手に処分したり紛失することのないようにしてください。

援 助 活 動 報 告 書

1 援助実施日 年 月 日（ ）

2 援助依頼

| 子どもの名前 | 性 別 | 年 齢 | 時 間 | 体 温 |
|--------|-----|-----|---------------|-----|
| | 男・女 | 歳 | : ~ : (時間 分) | |
| | 男・女 | 歳 | : ~ : (時間 分) | |
| | 男・女 | 歳 | : ~ : (時間 分) | |

3 援助内容（□に✓を付けてください。）

自宅預かり
 保育施設等の送り
 保育施設等の迎え
 送迎と自宅預かり
 その他（ ）

| 時 間 | 内 容 | 子どもの様子 |
|-----|-----|--------|
| | | |

(注) 内容欄には来宅、保育施設等の送迎、食事（おやつ・ミルク等）、排泄、睡眠、遊び、帰宅などを記入してください。

4 報酬等

| | | |
|-----------|---|-----------------------|
| 報 酬 | 円 | (@ 円 × 時間 分) |
| | 円 | (@ 円 × 時間 分) |
| | 円 | (@ 円 × 時間 分) |
| 交 通 費 | 円 | (内訳) |
| そ の 他 実 費 | 円 | (内訳) |
| キャンセル料 | 円 | (@ 円 × 時間 分 × 半額・全額) |
| | 円 | (@ 円 × 時間 分 × 半額・全額) |
| | 円 | (@ 円 × 時間 分 × 半額・全額) |
| 合 計 | 円 | |

上記のとおり報告します。また、上記金額を領収いたしました。

提供会員 会員番号 _____ 氏 名 _____ (印)

上記のとおり確認しました。

依頼会員 会員番号 _____ 氏 名 _____ (印)